職員立会いの面会や引渡し

別離している両親が激しく争っている場合や、暴力の可能性がある場合、オーストラリア政府はそれぞれの親が子供と時間を過ごせるように、子供を安全に片親からもう一方へ移動させたり、立会い付きの面会のサービスをChildren』s Contact Services（子供連絡サービス）によって提供しています。

# Children』s Contact Servicesとは何ですか？

Children』s Contact Servicesは、別離した家族の子供たちが、同居していない方の親との関係の築き、保持する手助けを行っている機関です。家族が別離し、子供を片親からもう一方へ移動させることが困難な場合には、Children』s Contact Servicesが中立な場所で子供の安全な引渡しが行えるようにします。

必要に応じて、または裁判所の命令により、子供たちが親や家族の一員と時間を過ごす際に立会いをすることもできます。これは、暴力が疑われている時などに行われます。また、子供たちが親や家族の一員と全く、もしくは少しの時間しか過ごしていない場合にも立会いが行われます。

# 立会い面会とは何ですか？

子供が安全で管理された状況で、親や家族の一員と時間を過ごす必要がある場合、Children』s Contact Servicesの職員が立会いの下で面会を行うことができます。

# 立会い引渡しとは何ですか？

別離した家族の中には、時として子供の養育を普段行っていない親や家族の一員に子供を「引渡し」たり、「送り返し」たりする必要があります。子供の両親が互いに顔を合わせたくないという状況では、Children』s Contact Servicesの職員が引渡しの手配または監督を行います。

# 裁判所とChildren』s Contact Services

お子さんの養育権に関する決定のために裁判を行う場合、裁判所は立会い引渡しや特定のChildren』s Contact Serviceにて子供が親や家族の一員と時間を過ごす際に立会いが行われるように命令することがあります。

裁判所によりChildren』s Contact Serviceに参加するように命令を受けた場合で、あなたや元配偶者、または元パートナーが基準を満たし、適切な施設やリソースが利用可能な場合、Children』s Contact Serviceはあなたが命令に従う手助けをできる限り支援します。Children』s Contact Serviceは裁判所命令に制約されません。

裁判所命令の期限が切れた場合や、Children』s Contact Serviceでサービスの提供ができなくなった場合や、Children』s Contact Serviceがあなたや元配偶者、または元パートナーに対して書面で命令の変動を推奨する場合、裁判所に戻ることができます。あなたや元配偶者、または元パートナーが子供と共に過ごす時間に関する新しい方法に書面で合意した場合、裁判所に戻り同意審決を発行してもらう必要があります。裁判所は、子供にとって最善であると判断した場合にのみ同意審決を発行します。

Children』s Contact Serviceは、あなたや元配偶者、または元パートナーが別離後の養育プログラムへの参加を推奨することがあります。裁判所は、それぞれの親が子供と時間を過ごす上での問題を解決するために、裁判中のいかなる時でも、その他のプログラムへの参加を命令することができます。

裁判所は、Children』s Contact Serviceにリポートの提出を命令することができます。リポートは、サービスの施設で子供と過ごす時の様子を裁判所に提供し、裁判所が立会いなしの面会を許可するべきかの判断材料として使われます。

# 立会い面会では何が行われますか？

面会は子供にとって幸せな時間であるべきです。Children』s Contact Serviceは、子供と親が一緒に遊べる玩具やアクティビティーが沢山あります。Children』s Contact Serviceの職員は、子供と親の交流を常に観察しています。

# 誰がChildren』s Contact Serviceを利用できますか？

家族が別離している場合、Children』s Contact Serviceをご利用いただけます。また、婚姻の有無や子供のもう一方の親と同居しているかどうかにかかわらず、Children』s Contact Serviceをご利用になれます。

# いつChildren』s Contact Serviceは利用するべきですか？

Children』s Contact Serviceは、ご自分の意思でご利用いただくことも可能ですし、裁判所からサービス利用の命令を受けた場合にご利用いただけます。裁判所は、子供の引き渡しや、もう一方の親や家族の一員と時間を過ごす時に立会いがされるように命令を下すことができます。

# Children』s Contact Serviceでは、どのような情報提供を行っていますか？

Children』s Contact Serviceでは、サービス利用のための安全ルールを説明します。また他にご利用可能なサービスの情報も提供しています。

# 子供に立会い面会のことをどうやって説明すれば良いでしょうか？

お子さんには簡単でシンプルな言葉を使って話してください。どこで、もう一方の親や家族の一員と会ったり、時間を過ごしたりするかを伝えてください。そこは、安全でフレンドリーな場所だと説明してください。立会い面会や引渡しが始まる前に一度、お子さんをChildren』s Contact Serviceに連れてきて下さい。お子さんが誰に会って、どれくらいの時間を一緒に過ごすのか、また誰が面会後に家に連れて帰るかを必ず伝えてください。

# 立会い面会の期間はどれくらいですか？

子供と親との関係は改善されることが多いので、立会いは必要でなくなります。時として、長期間に渡って立会いが必要とされる場合があります。立会い面会や引渡しが裁判所からの命令の場合、命令が取り消しにならない限り継続されます。

# 安全ではないと感じている場合にはどうなりますか？

Children』s Contact Servicesは、相談者と職員の安全を守るための手配が整っています。ご自身または、お子さんの安全を懸念されている場合は、職員にすぐにその旨をお伝えください。

# 私の子供は安全でしょうか？

お子さんの安全を懸念されている場合は、最初の訪問の前にChildren』s Contact Serviceと話し合ってください。

# Children』s Contact Serviceで話す内容の機密は守られますか？

いいえ。Children』s Contact Serviceで話されたことや行われたことは全て裁判所の証拠として報告される可能性があります。Children』s Contact Serviceは立会い面会や引渡しの際に職員が観察した内容を裁判所や、事務弁護士や、お子さんの代理として任命された独立した弁護士に報告されることがあります。

# 立会いは中立ですか？

Children』s Contact Serviceの職員は、どちらか一方の肩を持つことはしません。職員は、子供を重視しており、両親や家族の間での争いには関わらないからです。

# 費用はいくらですか？

Children』s Contact Serviceの立会い面会や引渡しには費用がかかります。収入が低い場合や経済的な問題を抱えている場合は、職員にお伝えください。サービスを受けられるように手配を行います。

# Children』s Contact Serviceにはどうやって連絡したら良いですか？

詳細は、家族関係アドバイス・ライン（**1800 050 321**）にお電話ください。受付時間は、**月曜から金曜の午前8時～午後8時と土曜の午前10時～午後4時**（祝日を除く）です。

また、家族関係オンラインのウェブサイト（[www.familyrelationships.gov.au](http://www.familyrelationships.gov.au)）もご利用ください。